

習志野市立小・中学校における臨時休業の延長について

平素から本市の教育活動に対し、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言を受け、5月6日（水）まで臨時休業としております。しかし、児童・生徒の感染リスクを考慮し、5月29日（金）まで臨時休業を延長することといたしました。詳細につきましては、下記のとおりといたします。

記

○ 5月29日（金）まで臨時休業（自宅待機）を延長します。

（1）入学式

入学式に代えて、後日、新入生としての心構えを持たせる内容の催しを行う

- ・ 3密を考慮した中での実施が難しいと考える。

（2）学習支援

臨時休業中は学校で児童生徒に個別に学習支援を行う

- ・ 5月7日（木）、8日（金）に、各学校から、臨時休業中の学習計画・課題の提示、回収、助言・支援の詳細な方法等について、家庭に連絡する。
- ・ 年間指導計画を踏まえて、教科書に基づく家庭での課題を課す。
- ・ 一日の学習スケジュール（学習時間の計画）や1週間の学習の見通しを提示する。
- ・ 週1回以上は学習について児童生徒への支援を学校や家庭訪問等で個別に行う。
- ・ 支援においては、教師の指示や助言、メッセージを伝える。
- ・ 家庭の状況を踏まえて対応する。
- ・ 小学校1年生について学校で個別支援を行う際は、交通安全等の観点から、原則保護者と一緒の登下校とする。

（3）給食

6月1日再開予定

- ・ 今後の感染状況によって、延期する可能性がある。

（4）自宅待機が困難な児童生徒の対応は原則しない

感染拡大を防止するため、個別登校する以外は自宅待機

- ・ どうしても受け入れが必要な場合（医療従事者、社会機能を維持するために就業を継続することが必要な方等）については個別に学校へ相談を行う。

（5）授業時数の確保

7月の下旬、8月の中旬以降の夏季休業を活用して授業日を確保